

# 日本列島組合探検隊

官公需適格組合として、指定管理業務の共同受注を実現

～香川県造園事業協同組合(香川県)～

## ■背景と目的

昭和63年3月、高松市造園事業協同組合として設立し、平成15年の地方自治法改正による「指定管理者制度」導入に際して、公園緑地の維持管理業務の受注を実現すべく定款変更を行った。指定管理者制度は、導入側からすれば、「経費削減」と「利用者に対するサービス向上」を同時に実現するべきものであり、これに適合する体制を整えられれば、組合員の経営状態の改善に資することが可能であると考えられる。そこで、理事会において研究を重ね、第1回官公需適格組合証明を平成17年8月に、指定管理業務の受注実現に向けて少しでも有利になるよう取得した。平成22年度実績で、指定管理業務の受注金額は262,980千円、案件数は香川県さぬき空港公園他7件に上っている。

## ■事業の内容

自治体の担当課より、指定管理者募集の案内がなされると、組合員に情報を開示し、共同受注への応募参加の意向を把握する。その後、参加の意向を示した組合員について、共同受注委員会で地域性をはじめとするさまざまな尺度により適格性を判断する。そして、参加の確定した組合員の中から「管理運営責任会社」を選定する。その後、組合と参加組合員とが共同で事業計画書を策定して、応募する。指定管理者の最終的な選択は、提案した事業計画書の総合的な優劣で決定される。



【組合の管理する公園】

このような共同受注体制を取ることで、各組合員にとっては、指定管理者案件の継続ができなかった場合のリスク軽減につながる。組合を通じて共同受注していることで、窓口が大きくなり、このことで社会的信用度が増したと理解している。

## ■成果

多くの組合員は、この仕組みを当初提示した際、おっかなびっくりであったが、現在は仕組みをよく理解している。そして、最近では、責任会社相互の情報交換も活発になり、多くの組合員にあつては、社員に「公園管理運営士」認定試験の受験を推奨し、積極的に共同受注に参加しようとしている。

今しばらくは公園緑地の案件に特化したい。組合は組合員に対してシンクタンクであり、コンサルタントでもあり、また外部に対しては総合的な窓口であると言うことを、各組合員は十分に理解して活動に参加していただきたく思っている。

### 【組合の概要】

所在地：〒761-8026 香川県高松市鬼無町741番地-1  
電話：087-881-0772  
設立：昭和63年3月 組合員：53人  
URL：<http://www.kagawa-zouenkumiai.jp/>

(※本記事は、全国中央会が取りまとめた「平成23年度先進組合事例」から紹介しております。)

## 組合相談コーナー 剰余金の経理処理について

Q 当組合は12月決算ですが、剰余金処分案(損失処理案)作成上の留意点と、経理処理について教えてください。

A 決算において、「当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であつて、かつ剰余金の処分がある場合」には剰余金処分案を作成します(中協法施行規則第80条2)。したがって、「当期末処分損益金額が零を超える場合」や「当期末処理損失があつても、組合積立金の取崩を行った結果、これを合計した金額がプラスになる場合」は、そのまま次期に繰り越す場合であっても剰余金処分案を、それ以外の場合には損失処理案を作成して、総会開催日の日付で振替処理します。

なお、出資配当及び利用分量配当は、法定利益準備金及び特別積立金、教育情報費用繰越金の積立を行った後に行います(「中小企業等協同組合会計基準」より)。

ここで、剰余金処分又は損失金処理による経理処理について今一度確認してみましょう。次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。



- 1 当期末処理損失金額が少なく、次期以降の利益でてん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰り越しても差し支えない。
- 2 当期末処分剰余金額のうち、法定利益準備金として1/10以上を積み立て、教育情報費用繰越金として1/20以上を次年度に繰り越さなければならない。
- 3 当期損失が発生した場合は損失処理案を作成する。 ※回答は10ページに掲載しています。